

団体概要書

令和 5年 7月 8日 現在

団体名	(フリガナ)トクテイエイリカツドウホウジンアート・ウイズ・ライトリンショウビジュツ		
	特定非営利活動法人アート・ウイズ・ライト臨床美術		
代表者 役職・氏名	理事長 土門 環		
団体所在区	札幌市豊平区平岸4条7丁目12-10 Y's CITY BLD		
主な活動場所	札幌市民交流プラザ		
電話番号	(090) 7653 - 1161		
メールアドレス	art-with-light@tunagaruart.jp		
HPアドレス	http://www.tunagaruart.jp/		
設立年月	2022 年 3月	活動開始年月	2022年 4月
設立目的	この法人は、臨床美術の理念と方法を、臨床美術士の専門知識や技術を用いて、認知症の予防や症状改善、障がいや病を持つ当事者とそのご家族・心のケアを必要とする方々をはじめ、お子さんから高齢者まで全ての方々のWell-being(幸福感・達成感)を高めると共に、子どもの感性教育、及びレジリエンス(自己回復力)を高める活動を推進し、保育・教育・福祉・医療に携わる実務者や学生などを対象に伝え、心の通い合うまちづくりに貢献することにより、感性豊かで健やかな活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。		
活動内容	臨床美術を伝える活動を行って行きます。セッションの場を開拓し、継続した運営を行います。「 いてくれてありがとう 」全ての人は、 生きていることそれ自体に意味がある という臨床美術の人間観を基本に、臨床美術士の専門知識や技術を用いて、参加者の「 描きたいから描く 」という純粋な気持ち呼び覚まし、「 上手下手では評価されない絵やオブジェ 」の制作へと導きます。完成した作品を鑑賞し、互いの作品を認め合い称え合います。事業は下記の通り。 臨床美術の普及啓発に関する事業 臨床美術士を紹介する事業 臨床美術の調査研究に関する事業 臨床美術等関連用品を提供する事業		
活動実績	2022年5月～8回札幌市民交流プラザにおいて臨床美術アートプログラムによるワークショップを開催する。今年度継続 2022年5月～厚沢部町にて臨床美術アートプログラムによるアート教室を開始、今年度継続。今年度～地域包括支援センター事業「厚沢部町さわやかアート教室」運営開始 2022年10月 北海道大学学術交流会館においてハイブリットによって、京都府立大学医学研究科脳神経内科学教授水野敏樹氏、京都在住臨床美術士フルイミエコ氏を講師に迎え「美術×医療」―美術の可能性をひらく―開催、医療・福祉・一般の方々に美術の可能性を語って頂く。 2022年11月～こころのリカバリー職員及び利用者、南区介護予防センター職員、ホサナホーム職員及び利用者、社会福祉協議会職員、放課後児童デイサービスあんあんclass SGT職員他を対象に臨床美術アートプログラムによるワークショップ並びに講演を行う。		
活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 1 保健、医療、福祉の増進 <input checked="" type="checkbox"/> 2 社会教育の推進 <input checked="" type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 4 観光の振興 <input type="checkbox"/> 5 農山漁村又は中山間地域の振興 <input checked="" type="checkbox"/> 6 学術、芸術、文化又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 7 環境の保全 <input type="checkbox"/> 8 災害救援活動 <input type="checkbox"/> 9 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 19 前掲の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	<input type="checkbox"/> 10 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 11 国際協力の活動 <input type="checkbox"/> 12 男女共同参画社会の形成の促進 <input checked="" type="checkbox"/> 13 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 14 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 15 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 16 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する <input type="checkbox"/> 18 消費者の保護を図る活動	

※記載欄が不足する場合など、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができます